

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆ 多 久 市 議 会 定 例 会 議 案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 7 年 3 月 4 日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市課設置条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 号	多久市国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の 整理に関する条例……………	3
議案甲第 3 号	多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び 多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例……………	6
議案甲第 4 号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例……………	8
議案甲第 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例……………	4 6
議案甲第 6 号	多久市病院事業清算特別会計条例……………	5 0
議案甲第 7 号	多久市土地区画整理事業特別会計条例及び多久都市 計画事業多久駅周辺土地区画整理事業施行に関する 条例を廃止する条例……………	5 2
議案甲第 8 号	多久市税条例の一部を改正する条例……………	5 4
議案甲第 9 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	5 5
議案甲第 1 0 号	多久市グリーンパーク条例の一部を改正する条例……	5 8

議案甲第 1 1 号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	6 0
議案甲第 1 2 号	多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	6 1
議案甲第 1 3 号	多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……………	6 2
議案甲第 1 4 号	多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………	6 5
議案甲第 1 5 号	財産の取得について……………	6 7
議案乙第 1 号	専決処分の承認について（令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 6 号））……………	6 9
議案乙第 2 号	令和 7 年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 3 号	令和 7 年度多久市給与管理・物品調達特別会計予算…	別冊
議案乙第 4 号	令和 7 年度多久市宅地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 5 号	令和 7 年度多久市国民健康保険事業特別会計予算……	別冊
議案乙第 6 号	令和 7 年度多久市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊

議案乙第 7 号	令和 7 年度多久市病院事業清算特別会計予算……………別冊
議案乙第 8 号	令和 7 年度多久市病院事業会計予算……………別冊
議案乙第 9 号	令和 7 年度多久市下水道事業会計予算……………別冊
議案乙第 10 号	令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 7 号）……………別冊
議案乙第 11 号	令和 6 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）……………別冊
議案乙第 12 号	令和 6 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 3 号）……………別冊
議案乙第 13 号	令和 6 年度多久市病院事業会計補正予算（第 2 号）…別冊
議案乙第 14 号	令和 6 年度多久市下水道事業会計補正予算 （第 2 号）……………別冊

議案甲第 1 号

多久市課設置条例の一部を改正する条例

多久市課設置条例（平成 22 年多久市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 16 号を削る。

第 2 条第 5 号に次のように加える。

オ 公共施設のマネジメントに係る総合調整に関すること。

第 2 条第 16 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（多久市議会委員会条例の一部改正）

2 多久市議会委員会条例（平成 3 年多久市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「、国民スポーツ大会推進課」を削る。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

組織の見直しに伴い、課の廃止等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 号

多久市国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(多久市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 多久市職員定数条例（昭和 4 3 年多久市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「2 7 7 人」を「1 9 2 人」に改め、同号ア及びイを削る。

(多久市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 多久市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年多久市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を次のように改める。

4 削除

附則第 5 項中「職員、非常勤職員及び医師を除く」を「職員及び非常勤職員を除く」に改める。

(多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 3 条 多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 4 5 年多久市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号から第 7 号を削り、第 8 号を第 4 号とし、第 9 号を第 5 号とし、第 1 0 号を第 6 号とする。

第 6 条から第 9 条までを削り、第 1 0 条を第 6 条とし、第 1 1 条から第 1 3 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

附則第 5 項及び第 6 項を削る。

（多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の廃止）

第 4 条 多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年多久市条例第 2 9 号）は、廃止する。

（多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の廃止）

第 5 条 多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例（昭和 4 1 年多久市条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

2 第 4 条の規定による廃止前の多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例第 8 条第 1 項に規定する病院事業の業務の状況を説明する書類で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際多久市病院事業会計に属する権利及び義務は、多久小城医療企業団に継承するものとする。

（多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日前に第 5 条の規定による廃止前の多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の規定により徴収すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

（多久市議会委員会条例の一部改正）

5 多久市議会委員会条例（平成 3 年多久市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「、市立病院」を削る。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市国民健康保険病院事業の廃止に伴い、条例の一部改正及び廃止をする必要がある。

議案甲第3号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多久市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「その他規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 多久市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多久市条例第17号)
の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第
29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年3月4日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

仕事と生活の両立支援を推進するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第4号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「（規則で定める職員にあつては、3号給）」を削る。

第9条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第9条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「その運賃」の次に「又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）」を加え、「交通機関を」を「交通機関等を」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第2項第1号中「この号」を「次項及び第4項」に改め、同条のただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「（1箇月当たりの運賃等相当額及

び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第 6 項を第 9 項とし、第 3 項から第 5 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 3 項を加える。

3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員（通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員にあっては、規則で定める者に限る。）であって、通勤のため特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

（２） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 8 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、8 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 育児、介護等のやむを得ない事情により特別急行列車等による通勤を必要とする職員で規則で定める職員にあっては、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員における前項の規定の適用については、

同項中「８万円」とあるのは「１５万円」とする。

第１８条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２４条中「第１０条の２」を「第９条」に改める。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額	７級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１	183,900	231,400	267,700	301,800	324,800	359,100	412,800
	２	185,000	232,900	268,800	303,300	326,700	360,800	414,700
	３	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500	416,600
	４	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100	418,500
	５	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700	420,300
	６	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500	422,100
	７	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000	423,900
	８	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600	425,800
	９	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000	427,300
	10	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700	428,800
	11	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300	430,400
	12	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900	431,900
	13	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700	433,400
	14	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600	434,700
	15	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500	436,000
	16	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400	437,300
	17	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900	438,500
	18	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700	439,800
	19	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500	441,100
	20	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000	442,400
	21	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700	443,600
	22	215,800	259,700	291,400	333,300	359,700	394,200	444,400

23	217,500	260,700	292,700	335,000	361,200	395,600	445,200
24	219,100	261,700	294,000	336,700	362,700	397,000	446,000
25	220,700	262,700	295,300	337,900	364,400	398,300	446,600
26	222,400	263,700	296,300	339,800	366,200	399,600	447,200
27	223,800	264,700	297,400	341,500	367,900	400,800	447,800
28	225,200	265,600	298,500	343,100	369,600	401,900	448,400
29	226,500	266,500	299,600	344,600	371,000	403,000	449,100
30	227,800	267,300	300,800	346,300	372,300	404,200	449,900
31	229,000	268,100	302,000	347,900	373,600	405,300	450,300
32	230,200	268,900	303,300	349,500	374,900	406,400	451,000
33	231,400	269,700	304,600	351,200	376,100	407,100	451,500
34	232,500	270,500	306,000	353,100	377,000	407,800	451,900
35	233,600	271,300	307,300	354,900	378,100	408,500	452,300
36	234,700	272,000	308,600	356,700	379,200	409,200	452,700
37	235,800	272,700	309,900	358,200	379,900	409,800	453,100
38	237,000	273,500	311,200	359,600	380,800	410,400	453,500
39	238,100	274,300	312,500	361,000	381,700	411,000	453,900
40	239,100	275,000	313,800	362,500	382,600	411,400	454,300
41	240,100	275,700	315,000	364,000	383,500	411,800	454,600
42	241,000	276,500	316,400	364,800	384,300	412,000	455,000
43	241,800	277,300	317,800	365,800	385,100	412,300	455,300
44	242,600	278,100	318,900	366,800	385,800	412,600	455,600
45	243,300	278,800	319,800	367,700	386,500	412,900	455,900
46	243,900	279,500	321,100	368,800	387,200	413,200	
47	244,500	280,200	322,400	369,700	387,900	413,500	
48	245,100	280,900	323,700	370,700	388,700	413,800	
49	245,800	281,600	324,900	371,600	389,200	414,000	
50	246,500	282,300	326,200	372,300	389,700	414,300	
51	247,200	283,000	327,500	373,000	390,300	414,600	
52	247,700	283,700	328,700	373,700	391,000	414,900	
53	248,200	284,300	330,000	374,100	391,400	415,100	
54	248,500	285,000	331,100	374,700	392,100	415,400	
55	248,800	285,700	332,200	375,400	392,700	415,700	
56	249,100	286,500	333,300	376,100	393,200	416,000	
57	249,400	287,200	334,000	376,400	393,600	416,200	
58	249,800	287,900	334,900	377,100	394,200	416,500	
59	250,200	288,500	335,700	377,800	394,800	416,800	
60	250,600	289,200	336,500	378,400	395,300	417,100	
61	251,000	289,800	337,300	378,700	395,700	417,300	
62	251,300	290,600	337,700	379,200	396,200	417,600	
63	251,600	291,200	338,300	379,800	396,700	417,900	
64	251,900	291,700	339,000	380,400	397,300	418,100	
65	252,200	292,200	339,800	380,700	397,600	418,300	
66	252,500	292,800	340,500	381,400	398,000		
67	252,800	293,300	341,200	382,100	398,400		
68	253,100	293,900	341,800	382,700	398,800		
69	253,400	294,400	342,300	383,100	399,100		
70	253,700	294,900	342,900	383,600	399,400		

71	254, 000	295, 500	343, 400	384, 200	399, 700
72	254, 300	296, 100	344, 000	384, 700	400, 000
73	254, 600	296, 700	344, 300	385, 200	400, 200
74	254, 900	297, 100	344, 800	385, 800	400, 500
75	255, 200	297, 500	345, 200	386, 300	400, 800
76	255, 500	297, 800	345, 700	386, 600	401, 000
77	255, 800	298, 000	346, 100	387, 100	401, 200
78	256, 100	298, 300	346, 600	387, 600	401, 500
79	256, 400	298, 500	347, 100	388, 000	401, 800
80	256, 700	298, 800	347, 600	388, 300	402, 000
81	257, 000	299, 000	347, 900	388, 700	402, 200
82	257, 300	299, 200	348, 300	389, 200	402, 500
83	257, 600	299, 500	348, 700	389, 600	402, 800
84	257, 900	299, 800	349, 100	390, 000	403, 000
85	258, 200	300, 100	349, 400	390, 300	403, 200
86	258, 600	300, 400	349, 800	390, 800	
87	258, 900	300, 700	350, 200	391, 200	
88	259, 200	301, 000	350, 600	391, 600	
89	259, 500	301, 300	350, 800	391, 900	
90	259, 900	301, 600	351, 200	392, 500	
91	260, 300	301, 900	351, 600	392, 900	
92	260, 600	302, 300	352, 000	393, 300	
93	260, 900	302, 500	352, 200	393, 600	
94		302, 700	352, 600		
95		303, 000	353, 000		
96		303, 400	353, 400		
97		303, 600	353, 700		
98		303, 900	354, 100		
99		304, 300	354, 500		
100		304, 700	354, 900		
101		304, 900	355, 400		
102		305, 200	355, 800		
103		305, 500	356, 200		
104		305, 800	356, 600		
105		306, 000	357, 100		
106		306, 300	357, 500		
107		306, 600	357, 800		
108		306, 900	358, 100		
109		307, 100	358, 600		
110		307, 500			
111		307, 900			
112		308, 200			
113		308, 400			
114		308, 700			
115		309, 000			
116		309, 400			
117		309, 600			
118		309, 800			

	119		310,100					
	120		310,400					
	121		310,800					
	122		311,000					
	123		311,300					
	124		311,600					
	125		311,900					
定 年 前 再 任 用		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
短 時 間 勤 務 職 員		192,000	219,500	262,300	282,100	298,200	323,700	366,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		

24	363, 200	440, 900	496, 800
25	366, 200	442, 300	498, 400
26	368, 500	443, 700	500, 200
27	370, 800	445, 100	502, 000
28	373, 000	446, 500	503, 600
29	374, 900	447, 900	505, 000
30	376, 600	449, 300	506, 700
31	378, 300	450, 700	508, 500
32	380, 100	452, 100	510, 200
33	381, 900	453, 500	511, 700
34	383, 700	454, 900	513, 000
35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700

	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,800	228,300	265,100	284,400	318,100	365,200	413,600
	2	191,000	229,700	265,900	285,300	319,600	366,900	415,600
	3	193,200	231,100	266,700	286,100	321,000	368,600	417,500
	4	195,300	232,500	267,600	286,900	322,500	370,200	419,700
	5	197,300	233,800	268,500	287,600	324,000	371,800	421,500
	6	199,300	235,200	269,400	288,400	325,700	373,400	423,100
	7	201,300	236,400	270,200	289,100	327,300	375,000	424,800
	8	203,200	237,400	271,000	289,800	328,800	376,700	426,300
	9	205,000	238,400	271,800	290,600	330,300	378,300	427,800
	10	206,900	239,600	272,600	291,500	331,900	380,300	429,100
	11	208,900	240,800	273,400	292,300	333,400	382,300	430,400
	12	211,000	242,200	274,300	293,000	334,900	384,400	431,800
	13	212,700	243,600	275,100	293,700	336,500	385,800	433,100
	14	214,800	244,800	276,000	294,800	338,100	387,500	434,300
	15	217,000	246,100	276,800	295,900	339,600	389,300	435,500
	16	219,100	247,400	277,600	297,100	341,100	390,900	436,600

17	221, 200	248, 800	278, 500	298, 300	342, 600	392, 600	437, 900
18	222, 400	250, 000	279, 400	299, 600	344, 200	394, 100	439, 100
19	223, 500	251, 200	280, 200	300, 800	345, 800	395, 700	440, 300
20	224, 600	252, 400	281, 000	302, 000	347, 400	397, 200	441, 500
21	225, 800	253, 400	281, 800	303, 200	348, 700	398, 400	442, 800
22	226, 800	254, 300	282, 700	304, 400	350, 200	399, 800	443, 700
23	227, 800	255, 200	283, 600	305, 600	351, 700	401, 100	444, 100
24	228, 800	256, 100	284, 400	306, 800	353, 200	402, 300	444, 800
25	229, 800	257, 100	285, 200	308, 000	354, 800	403, 400	445, 300
26	230, 900	257, 900	286, 100	309, 300	356, 300	404, 600	445, 700
27	231, 900	258, 700	287, 000	310, 500	357, 800	405, 700	446, 100
28	232, 800	259, 500	287, 900	311, 800	359, 200	406, 800	446, 500
29	233, 700	260, 300	288, 700	313, 200	360, 600	407, 600	446, 900
30	234, 600	261, 100	289, 800	314, 400	362, 200	408, 400	447, 300
31	235, 400	261, 900	290, 800	315, 600	363, 800	409, 200	447, 700
32	236, 200	262, 700	291, 800	316, 800	365, 300	410, 000	448, 000
33	237, 100	263, 600	292, 800	318, 100	366, 500	410, 400	448, 300
34	238, 000	264, 500	293, 900	319, 200	367, 600	411, 000	448, 700
35	238, 800	265, 200	294, 900	320, 400	368, 800	411, 500	449, 000
36	239, 700	266, 000	295, 900	321, 600	369, 900	411, 900	449, 400
37	240, 600	266, 900	296, 900	322, 800	370, 900	412, 300	449, 700
38	241, 500	267, 800	297, 900	324, 100	371, 800	412, 500	
39	242, 300	268, 700	299, 000	325, 400	372, 800	412, 800	
40	243, 100	269, 500	300, 100	326, 700	373, 900	413, 100	
41	243, 600	270, 300	301, 200	327, 600	374, 900	413, 400	
42	244, 300	271, 100	302, 500	328, 800	375, 900	413, 700	
43	244, 900	271, 900	303, 600	330, 000	376, 900	414, 000	
44	245, 500	272, 700	304, 700	331, 200	377, 800	414, 300	
45	246, 100	273, 400	305, 800	332, 300	378, 600	414, 500	
46	246, 800	274, 200	306, 900	333, 300	379, 400	414, 800	
47	247, 300	275, 000	308, 000	334, 300	380, 300	415, 100	
48	247, 700	275, 800	309, 200	335, 300	381, 200	415, 400	
49	248, 100	276, 500	310, 300	336, 200	381, 700	415, 600	
50	248, 600	277, 300	311, 400	337, 200	382, 500	416, 000	
51	249, 100	278, 100	312, 500	338, 200	383, 300	416, 300	
52	249, 600	278, 800	313, 600	339, 100	384, 100	416, 600	
53	249, 900	279, 500	314, 600	339, 600	384, 500	416, 800	
54	250, 300	280, 200	315, 600	340, 500	385, 200		
55	250, 600	280, 900	316, 600	341, 200	385, 900		
56	250, 900	281, 600	317, 700	342, 000	386, 500		
57	251, 300	282, 300	318, 700	342, 800	386, 900		
58	251, 700	283, 000	319, 700	343, 100	387, 500		
59	252, 000	283, 700	320, 700	343, 600	388, 100		
60	252, 300	284, 300	321, 600	344, 300	388, 600		
61	252, 600	284, 900	322, 500	344, 900	389, 000		
62	252, 900	285, 700	323, 300	345, 600	389, 500		
63	253, 200	286, 400	324, 000	346, 300	390, 000		
64	253, 500	287, 100	324, 700	346, 900	390, 500		

	65	253,800	287,800	325,300	347,600	391,100		
	66	254,100	288,500	326,000	348,100	391,600		
	67	254,400	289,200	326,700	348,700	392,200		
	68	254,700	289,900	327,300	349,300	392,900		
	69	255,000	290,500	327,900	349,600	393,400		
	70	255,300	291,200	328,100	350,200	393,900		
	71	255,600	291,900	328,600	350,700	394,400		
	72	255,800	292,500	329,100	351,200	394,900		
	73	256,000	293,100	329,700	351,700	395,200		
	74	256,300	293,600	330,200	352,200	395,700		
	75	256,600	294,000	330,700	352,700	396,100		
	76	256,800	294,400	331,100	353,100	396,500		
	77	257,000	294,800	331,700	353,400	396,900		
	78	257,300	295,100	332,200	353,800			
	79	257,600	295,400	332,600	354,000			
	80	257,800	295,700	333,100	354,300			
	81	258,000	296,000	333,600	354,800			
	82	258,300	296,300	334,000	355,100			
	83	258,600	296,600	334,200	355,400			
	84	258,900	296,900	334,500	355,700			
	85	259,100	297,100	334,900	356,100			
	86		297,300	335,300	356,400			
	87		297,500	335,700	356,700			
	88		297,700	336,000	357,000			
	89		298,100	336,300	357,400			
	90		298,300	336,500	357,700			
	91		298,500	336,900	358,000			
	92		298,700	337,200	358,300			
	93		299,100	337,400	358,600			
	94		299,300	337,700	359,000			
	95		299,500	338,000	359,400			
	96		299,800	338,300	359,800			
	97		300,200	338,500	360,300			
	98		300,400	338,800	360,700			
	99		300,600	339,100	361,100			
	100		300,900	339,300	361,500			
	101		301,200	339,500	362,000			
	102		301,400	339,700				
	103		301,600	340,100				
	104		301,900	340,300				
	105		302,200	340,500				
	106			340,900				
	107			341,300				
	108			341,700				
	109			341,900				
定年前再		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額

任用 短時 間勤 務職 員		193,100	219,600	250,300	263,900	289,900	332,300	369,700
---------------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、市立病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士及び栄養士の職にある職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	

33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900

81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	365, 300		
117	299, 400	330, 600	365, 700		
118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	366, 700		
120	300, 300	331, 400	367, 200		
121	300, 600	331, 600	367, 500		
122	301, 000	331, 900			
123	301, 300	332, 200			
124	301, 600	332, 500			
125	301, 800	332, 700			
126	302, 000	333, 000			
127	302, 300	333, 400			
128	302, 700	333, 600			

	129	302,900	333,800			
	130	303,200	334,000			
	131	303,600	334,400			
	132	304,000	334,600			
	133	304,200	334,900			
	134	304,500	335,300			
	135	304,800	335,700			
	136	305,100	336,100			
	137	305,300	336,400			
	138	305,600	336,800			
	139	305,900	337,200			
	140	306,200	337,600			
	141	306,400	337,900			
	142	306,800	338,300			
	143	307,200	338,600			
	144	307,500	339,000			
	145	307,700	339,300			
	146	307,900	339,700			
	147	308,200	340,100			
	148	308,600	340,500			
	149	308,800	340,800			
	150	309,000	341,200			
	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、市立病院に勤務する保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

別表第 5（第 4 条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う主事の職務
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長及び主査の職務
5 級	課長補佐、次長及び事務次長の職務
6 級	1 課長、参事、事務局長及び事務長（以下「課長等」という。） の職務 2 指導主事の職務
7 級	困難な業務を所掌する課長等の職務

（多久市職員給与条例の一部改正）

第 2 条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、初任給調整手当」を削る。

第 4 条を次のように改める。

（給料表・等級別基準職務表）

第 4 条 給料表は、行政職給料表（別表第 1）（以下単に「給料表」という。）

に掲げるとおりとし、その適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、行政職給料表等級別基準職務表（別表第 2）に定めるとおりとする。

第 5 条第 9 項中「（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、

60歳)」を削る。

第8条の2を削る。

第18条第1項中「（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては21,000円、任命権者が別に定める宿日直勤務にあつては6,000円）」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては31,500円、任命権者が別に定める宿日直勤務にあつては9,000円）」を削る。

第20条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職が係長の職（市長がこれに相当すると認める職を含む。）以上の職にあるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」を「給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上にあるもの」に改める。

第24条中「第8条の2から第9条まで」を「第9条」に改める。

附則第2項から第5項までを削る。

附則第6項中「附則第8項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第7項中第4号を削り、同項を附則第3項とする。

附則第8項中「附則第10項」を「附則第6項」に、「附則第6項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第9項を附則第5項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第2項」に、「附則第8項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第4項」に、「附則第6項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「附則第8項又は」を「附則第4項又は」に、「附則第8項、第10項又は第11項」を「附則第4項、第6項又は第7項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第 13 項中「附則第 6 項」を「附則第 2 項」に、「附則第 8 項」を「附則第 4 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

別表第 1 備考を削る。

別表第 2 から別表第 4 までを削り、別表第 5 を別表第 2 とし、別表第 6 から別表第 8 までを削る。

(多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 44 年多久市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条を次のように改める。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員、自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員及び交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）に対して支給する。

第 17 条の 2 中「、第 4 条の 2」を削る。

(多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 4 条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 3 年多久市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第8条から第10条の2まで及び第21条」を「及び第8条から第10条の2まで」に改め、同条第2項中「及び第20条第2項」を「、第20条第2項及び第21条第2項第1号」に、「とする」を「と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

第9条中「第8条の2」を「第9条」に改める。

（多久市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 多久市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年多久市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条のうち、多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の改正規定中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第8条の規定は令和7年7月1日から、第5条の規定は公布の日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条による改正前の多久市職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第3及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日に別

表第1の適用を受ける職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)
は、切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表(以下「旧給料表」という。)、切替日にその者が適用を受けることとなる給料表(以下「新給料表」という。)及び切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、第1条による改正後の多久市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第5に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第1から別表第4の給料表の適用を受けていた職員(前条の適用を受ける職員を除く。)であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

2 前条の適用を受ける職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた旧給料表の旧級の号給の給料月額と同じ額の新給料表における新級の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。

(切替えの特例)

第4条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における前2条の規定の適用については、附則第2条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第1項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受

ける職務の級及び同日においてその者が受ける号給」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者 （6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者 （6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

（多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第8条 多久市職員の退職手当に関する条例（昭和38年多久市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「附則第6項」を「附則第2項」に改める。

附則別表第1

旧給料表	新給料表	旧級	新級
医療職給料表（二）	行政職給料表	1級	1級
		2級	2級
		3級	2級

			3 級
		4 級	3 級
			4 級
		5 級	4 級
			5 級
		6 級	5 級
医療職給料表（三）	行政職給料表	2 級	1 級
			2 級
		3 級	2 級
			3 級
		4 級	4 級
			5 級
		5 級	4 級
			5 級

附則別表第 2

職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1
1 1	7	3	3	1	1
1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0

3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	

6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0		
7 9	7 5	7 1	7 1		
8 0	7 6	7 2	7 2		
8 1	7 7	7 3	7 3		
8 2	7 8	7 4	7 4		
8 3	7 9	7 5	7 5		
8 4	8 0	7 6	7 6		
8 5	8 1	7 7	7 7		
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		

9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0	8 6			
9 5	9 1	8 7			
9 6	9 2	8 8			
9 7	9 3	8 9			
9 8	9 4	9 0			
9 9	9 5	9 1			
1 0 0	9 6	9 2			
1 0 1	9 7	9 3			
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2
1 1	1	1	1	2
1 2	1	1	1	2
1 3	1	1	1	2
1 4	2	1	1	3
1 5	3	1	1	3
1 6	4	1	1	3
1 7	5	1	1	3
1 8	6	2	1	3
1 9	7	3	1	4
2 0	8	4	1	4
2 1	9	5	1	4
2 2	1 0	6	1	
2 3	1 1	7	1	
2 4	1 2	8	1	
2 5	1 3	9	1	
2 6	1 4	1 0	1	
2 7	1 5	1 1	1	
2 8	1 6	1 2	1	
2 9	1 7	1 3	1	
3 0	1 8	1 4	1	
3 1	1 9	1 5	1	
3 2	2 0	1 6	1	

3 3	2 1	1 7	1	
3 4	2 2	1 8	1	
3 5	2 3	1 9	1	
3 6	2 4	2 0	1	
3 7	2 5	2 1	1	
3 8	2 6	2 2	2	
3 9	2 7	2 3	2	
4 0	2 8	2 4	2	
4 1	2 9	2 5	2	
4 2	3 0	2 6	3	
4 3	3 1	2 7	3	
4 4	3 2	2 8	3	
4 5	3 3	2 9	3	
4 6	3 4	3 0	4	
4 7	3 5	3 1	4	
4 8	3 6	3 2	4	
4 9	3 7	3 3	4	
5 0	3 8	3 4	4	
5 1	3 9	3 5	5	
5 2	4 0	3 6	5	
5 3	4 1	3 7	5	
5 4	4 2	3 8	5	
5 5	4 3	3 9	5	
5 6	4 4	4 0	6	
5 7	4 5	4 1	6	
5 8	4 6	4 2	6	
5 9	4 7	4 3	6	
6 0	4 8	4 4	6	

6 1	4 9	4 5	7	
6 2	5 0	4 6	7	
6 3	5 1	4 7	7	
6 4	5 2	4 8	7	
6 5	5 3	4 9	8	
6 6	5 4	5 0		
6 7	5 5	5 1		
6 8	5 6	5 2		
6 9	5 7	5 3		
7 0	5 8	5 4		
7 1	5 9	5 5		
7 2	6 0	5 6		
7 3	6 1	5 7		
7 4	6 2	5 8		
7 5	6 3	5 9		
7 6	6 4	6 0		
7 7	6 5	6 1		
7 8	6 6	6 2		
7 9	6 7	6 3		
8 0	6 8	6 4		
8 1	6 9	6 5		
8 2	7 0	6 6		
8 3	7 1	6 7		
8 4	7 2	6 8		
8 5	7 3	6 9		
8 6	7 4	7 0		
8 7	7 5	7 1		
8 8	7 6	7 2		

8 9	7 7	7 3		
9 0	7 8			
9 1	7 9			
9 2	8 0			
9 3	8 1			
9 4	8 2			
9 5	8 3			
9 6	8 4			
9 7	8 5			

ウ 医療職給料表（二）給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
1 0	6	6	2	1	1
1 1	7	7	3	1	1
1 2	8	8	4	1	1
1 3	9	9	5	1	1
1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 5	1 1	1 1	7	3	1
1 6	1 2	1 2	8	4	1

1 7	1 3	1 3	9	5	1
1 8	1 4	1 4	1 0	6	2
1 9	1 5	1 5	1 1	7	3
2 0	1 6	1 6	1 2	8	4
2 1	1 7	1 7	1 3	9	5
2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	7
2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	8
2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	9
2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8

4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
5 8	5 4	5 4	5 0	4 6	
5 9	5 5	5 5	5 1	4 7	
6 0	5 6	5 6	5 2	4 8	
6 1	5 7	5 7	5 3	4 9	
6 2	5 8	5 8	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 9	5 5	5 1	
6 4	6 0	6 0	5 6	5 2	
6 5	6 1	6 1	5 7	5 3	
6 6	6 2	6 2	5 8		
6 7	6 3	6 3	5 9		
6 8	6 4	6 4	6 0		
6 9	6 5	6 5	6 1		
7 0	6 6	6 6	6 2		
7 1	6 7	6 7	6 3		
7 2	6 8	6 8	6 4		

7 3	6 9	6 9	6 5		
7 4	7 0	7 0	6 6		
7 5	7 1	7 1	6 7		
7 6	7 2	7 2	6 8		
7 7	7 3	7 3	6 9		
7 8	7 4	7 4	7 0		
7 9	7 5	7 5	7 1		
8 0	7 6	7 6	7 2		
8 1	7 7	7 7	7 3		
8 2	7 8	7 8	7 4		
8 3	7 9	7 9	7 5		
8 4	8 0	8 0	7 6		
8 5	8 1	8 1	7 7		
8 6	8 2	8 2			
8 7	8 3	8 3			
8 8	8 4	8 4			
8 9	8 5	8 5			
9 0	8 6	8 6			
9 1	8 7	8 7			
9 2	8 8	8 8			
9 3	8 9	8 9			
9 4	9 0	9 0			
9 5	9 1	9 1			
9 6	9 2	9 2			
9 7	9 3	9 3			
9 8	9 4	9 4			
9 9	9 5	9 5			
1 0 0	9 6	9 6			

1 0 1	9 7	9 7			
1 0 2	9 8	9 8			
1 0 3	9 9	9 9			
1 0 4	1 0 0	1 0 0			
1 0 5	1 0 1	1 0 1			
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

エ 医療職給料表（三）給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
1 0	6	6	2
1 1	7	7	3
1 2	8	8	4

1 3	9	9	5
1 4	1 0	1 0	6
1 5	1 1	1 1	7
1 6	1 2	1 2	8
1 7	1 3	1 3	9
1 8	1 4	1 4	1 0
1 9	1 5	1 5	1 1
2 0	1 6	1 6	1 2
2 1	1 7	1 7	1 3
2 2	1 8	1 8	1 4
2 3	1 9	1 9	1 5
2 4	2 0	2 0	1 6
2 5	2 1	2 1	1 7
2 6	2 2	2 2	1 8
2 7	2 3	2 3	1 9
2 8	2 4	2 4	2 0
2 9	2 5	2 5	2 1
3 0	2 6	2 6	2 2
3 1	2 7	2 7	2 3
3 2	2 8	2 8	2 4
3 3	2 9	2 9	2 5
3 4	3 0	3 0	2 6
3 5	3 1	3 1	2 7
3 6	3 2	3 2	2 8
3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0
3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2

4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0
5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0

6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8
7 7	7 3	7 3	6 9
7 8	7 4	7 4	7 0
7 9	7 5	7 5	7 1
8 0	7 6	7 6	7 2
8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	7 8
8 7	8 3	8 3	7 9
8 8	8 4	8 4	8 0
8 9	8 5	8 5	8 1
9 0	8 6	8 6	8 2
9 1	8 7	8 7	8 3
9 2	8 8	8 8	8 4
9 3	8 9	8 9	8 5
9 4	9 0	9 0	
9 5	9 1	9 1	
9 6	9 2	9 2	

9 7	9 3	9 3	
9 8	9 4	9 4	
9 9	9 5	9 5	
1 0 0	9 6	9 6	
1 0 1	9 7	9 7	
1 0 2	9 8	9 8	
1 0 3	9 9	9 9	
1 0 4	1 0 0	1 0 0	
1 0 5	1 0 1	1 0 1	
1 0 6	1 0 2	1 0 2	
1 0 7	1 0 3	1 0 3	
1 0 8	1 0 4	1 0 4	
1 0 9	1 0 5	1 0 5	
1 1 0	1 0 6	1 0 6	
1 1 1	1 0 7	1 0 7	
1 1 2	1 0 8	1 0 8	
1 1 3	1 0 9	1 0 9	
1 1 4	1 1 0		
1 1 5	1 1 1		
1 1 6	1 1 2		
1 1 7	1 1 3		
1 1 8	1 1 4		
1 1 9	1 1 5		
1 2 0	1 1 6		
1 2 1	1 1 7		
1 2 2	1 1 8		
1 2 3	1 1 9		
1 2 4	1 2 0		

1 2 5	1 2 1		
-------	-------	--	--

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県人事委員会勧告等に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 多久市職員給与条例（昭和 2 9 年多久市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 0 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 多久市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年多久市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 8 条見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 9 条第 1 項第 1 号並びに第 2 1 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多久市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 3 条 多久市法定外公共物管理条例（平成 1 5 年多久市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2

年多久市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終る」を「終わる」に改める。

第8条中「したがい」を「従い」に改める。

(多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)
第5条 多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年多久市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「かかげる」を「掲げる」に改める。

第4条第2項中「かかわる」を「関わる」に改める。

第5条第1項及び第2項中「かかげる」を「掲げる」に改める。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条第5号中「かかげる」を「掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項に

において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（多久市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされ、その判決が確定していない者又は禁錮以上の刑に処せられなかった者は、第1条の規定による改正後の多久市職員給与条例の一部を改正する条例第20条の3第1項第1号の規定の適用にあつては、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされ、その判決が確定していない者と、第20条の3第3項第1号の規定にあつては、拘禁刑が定められている罪につき刑に処せられなかった者とみなす。

（多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされ、その判決の確定前に退職をした者は、第2条の規定による改正後の多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例第17条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされ、その判決の確定前に退職をした者とみなす。

（多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 6 条 整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、第 4 条の規定による改正後の多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例第 4 条第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなす。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

刑法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第6号

多久市病院事業清算特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、多久市病院事業の清算に関する経理を明確にするため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、財産収入及びその他の諸収入をもってその歳入とし、病院事業清算費をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 多久市病院事業会計に属する権利及び義務で、多久市病院事業の清算に係るものについては、多久市病院事業清算特別会計に帰属するものとする。

上記の議案を提出する。

令和7年3月4日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市病院事業の清算に係る特別会計を設置するため、条例を制定する必要

がある。

議案甲第 7 号

多久市土地区画整理事業特別会計条例及び多久都市計画事業多久
駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 多久市土地区画整理事業特別会計条例（平成 7 年多久市条例第 4 号）
- (2) 多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（平成 6 年多久市条例第 5 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の多久市土地区画整理事業特別会計による多久市土地区画整理事業特別会計（以下「廃止会計」という。）に係る令和 6 年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する財産、債権債務及び歳計余剰金は、令和 7 年度以後の多久市一般会計が引き継ぐものとする。

（多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

- 4 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 33 年多久市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 土地区画整理審議会委員の項及び土地区画整理事業評価員の項を削る。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久都市計画事業多久駅周辺土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止する必要がある。

議案甲第 8 号

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和 29 年多久市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

私立学校法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第9号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.16」を「100分の10.94」に改める。

第4条中「26,300円」を「29,800円」に改める。

第5条第1号中「30,200円」を「32,200円」に改め、同条第2号中「15,100円」を「16,100円」に改め、同条第3号中「22,650円」を「24,150円」に改める。

第6条中「100分の3.08」を「100分の3.40」に改める。

第7条中「7,800円」を「9,100円」に改める。

第7条の2第1号中「8,300円」を「9,100円」に改め、同条第2号中「4,150円」を「4,550円」に改め、同条第3号中「6,225円」を「6,825円」に改める。

第8条中「100分の2.39」を「100分の2.59」に改める。

第9条中「9,800円」を「12,100円」に改める。

第9条の2中「4,800円」を「5,300円」に改める。

第21条第1号ア中「18,410円」を「20,860円」に改め、同号イ(ア)中「21,140円」を「22,540円」に改め、同号イ(イ)中「10,570円」を「11,270円」に改め、同号イ(ウ)中「15,855円」を「16,905円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「6,370円」に改め、同号エ(ア)中「5,810円」を「6,370円」に改め、同号エ(イ)中「2,905円」を「3,185円」に改め、同号エ(ウ)中「4,358円」を「4,778円」に改め、同号オ中「6,860円」を「8,470円」に

改め、同号カ中「3, 360円」を「3, 710円」に改め、同条第2号ア中「13, 150円」を「14, 900円」に改め、同号イ(ア)中「15, 100円」を「16, 100円」に改め、同号イ(イ)中「7, 550円」を「8, 050円」に改め、同号イ(ウ)中「11, 325円」を「12, 075円」に改め、同号ウ中「3, 900円」を「4, 550円」に改め、同号エ(ア)中「4, 150円」を「4, 550円」に改め、同号エ(イ)中「2, 075円」を「2, 275円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 113円」を「3, 413円」に改め、同号オ中「4, 900円」を「6, 050円」に改め、同号カ中「2, 400円」を「2, 650円」に改め、同条第3号ア中「5, 260円」を「5, 960円」に改め、同号イ(ア)中「6, 040円」を「6, 440円」に改め、同号イ(イ)中「3, 020円」を「3, 220円」に改め、同号イ(ウ)中「4, 530円」を「4, 830円」に改め、同号ウ中「1, 560円」を「1, 820円」に改め、同号エ(ア)中「1, 660円」を「1, 820円」に改め、同号エ(イ)中「830円」を「910円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 245円」を「1, 365円」に改め、同号オ中「1, 960円」を「2, 420円」に改め、同号カ中「960円」を「1, 060円」に改める。

第21条の3第1号ア中「3, 945円」を「4, 470円」に改め、同号イ中「6, 575円」を「7, 450円」に改め、同号ウ中「10, 520円」を「11, 920円」に改め、同号エ中「13, 150円」を「14, 900円」に改め、同条第2号ア中「1, 170円」を「1, 365円」に改め、同号イ中「1, 950円」を「2, 275円」に改め、同号ウ中「3, 120円」を「3, 640円」に改め、同号エ中「3, 900円」を「4, 550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和7年3月4日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 10 号

多久市グリーンパーク条例の一部を改正する条例

多久市グリーンパーク条例（令和 4 年多久市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表個人使用の部を次のように改める。

個人使用	多目的広場	1 日使用	一般	200 円
			高校生以下	100 円
		回数券（6 枚綴）	一般	800 円
			高校生以下	400 円
		年間パスポート券	一般	1,600 円
			高校生以下	800 円
	パークゴルフ場	1 日使用	一般	300 円
			高校生以下	100 円
		回数券（6 枚綴）	一般	1,200 円
			高校生以下	400 円
		年間パスポート券	一般	2,400 円
			高校生以下	800 円

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料の額は、この表により算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 回数券及び年間パスポート券の使用料の額は、用具使用料を含むものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市グリーンパーク利用者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正
する必要がある。

議案甲第 1 1 号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年多久市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「1 0 年」を「1 5 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 12 号

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 1 3 号

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成 5 年多久市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 9 条関係）

種別	取扱区分	単位	金額
ごみ 処理 手数料 料	定期収集運搬処分（可燃ごみ）	可燃ごみ袋（大）（1 袋当たり）	4 5 円
		可燃ごみ袋（中）（1 袋当たり）	3 5 円
		可燃ごみ袋（小）（1 袋当たり）	2 0 円
	定期収集運搬処分（不燃ごみ）	不燃ごみ袋（大）（1 袋当たり）	3 5 円
		不燃ごみ袋（小）（1 袋当たり）	2 0 円
	定期収集運搬処分（資源物）	リサイクル袋（大）（1 袋当たり）	3 0 円
		リサイクル袋（小）（1 袋当たり）	1 5 円
	定期収集運搬処分（粗大ごみ）	1 個当たり	4 0 0 円の範囲内で市長が別に定める額（証紙による支払とし 1 枚当たり 4 0 円）

	自己搬入による 処分（家庭系廃 棄物）	１００キログラムまで	５００円
		１００キログラムを超える部分につ いて５０キログラムにつき（５０キ ログラム未満は５０キログラムとす る）	２５０円
		粗大ごみ解体手数料（タンス、ベッ ド等可燃物）	１個当たり １，０００円
	自己搬入による 処分（事業系一 般廃棄物）	１００キログラムまで	１，０００円
		１００キログラムを超える部分につ いて５０キログラムにつき（５０キ ログラム未満は５０キログラムとす る）	５００円
	一般廃棄物処理 業者搬入による 処分	１００キログラムまで	１，０００円
		１００キログラムを超える部分につ いて５０キログラムにつき（５０キ ログラム未満は５０キログラムとす る）	５００円
し尿 処理 手数 料	収集及び処分	１８リットルごとに（１８リットル 未満は１８リットルとして計算）	２１６円
犬、 猫等 の死 体処	処分	１体につき	５００円

理手 数料			
----------	--	--	--

備考 1 手数料（し尿処理手数料を除く。）の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。

2 し尿処理手数料の額は、上の表により算定した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に購入した可燃ごみ袋、不燃ごみ袋及び証紙は、この条例の施行の日以後においても使用することができるものとする。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 1 4 号

多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年多久市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 15 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年多久市条例第 3 号)第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

- 1 購入する物品及び数量 給食センター洗浄機 一式
(設置作業及び既存品撤去処分費等含む。)
- 2 購入予定価格 79,970,000 円
(うち消費税額 7,270,000 円)
- 3 購入の相手方 住所 佐賀市兵庫町藤木 1192 番地
氏名 株式会社 長崎日調 佐賀営業所
所長 田 島 大 次

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

取得の明細

品 名	数 量
食缶下洗機	1 台
食缶洗浄機	1 台
食器カゴ浸漬槽	1 台
システム洗浄機 (食器自動供給装置・整理装置付)	1 台
コンプレッサー(専用架台付)	1 台
ステンレス排気ダクト H2500	2 個
ステンレス排気ダクト H2050	2 個

議案乙第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 6 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 6 年度多久市一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度多久市一般会計補正予算（第6号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和6年12月26日

多久市長 横 尾 俊 彦